

令和6年度 堺市立久世小学校

P T A 総会資料

令和6年4月26日(金)

【書面決議】

目次

- ・ 第1議案 令和5年度 P T A事業報告

- ・ 第2議案 令和5年度 P T A決算報告
 令和5年度 P T A周年行事決算報告

- ・ 第3議案 令和6年度 P T A役員選出

- ・ 第4議案 令和6年度 P T A事業計画(案)

- ・ 第5議案 令和6年度 P T A予算計画(案)
 令和6年度 P T A周年行事予算計画(案)

- ・ 堺市立久世小学校 P T A規約

令和5年度 PTA事業報告

堺市立久世小学校

	役員・実行委員会・その他	図書広報委員会	研修委員会	保健環境委員会	地区委員会
4	0407 入学式 0421 PTA総会(書面開催) 0427 本部役員会①				
5	0511 PTA学級委員総会 0519 実行委員会①	0511 PTA学級委員総会 0519 実行委員会① 0526 ミーティング①	0511 PTA学級委員総会 0519 実行委員会① 0525 ミーティング①	0511 PTA学級委員総会 0519 実行委員会① 0529 ミーティング①	
6	0603 堺市PTA協議会 0615 健全育成協議会 0616 本部役員会② 0618 校区美化活動	図書室整理活動	0603 人権研修会①	0618 校区美化活動	
7	0701 中区PTA協議会総会 0706 第1回学校協議会 0714 実行委員会②	PTA広報誌①発行 0714 実行委員会②	0714 実行委員会②	0708 救急蘇生法講習会 0714 実行委員会②	
8					
9	0901 本部役員会③ 0922 実行委員会③	0922 実行委員会③ 図書室整理	0922 実行委員会③ 0916 人権研修会② ⇒オンライン	0906 ミーティング② 0922 実行委員会③ 食育講演会(動画配信) ※9月～3月	
10	1020 実行委員会④ 1027 健全育成協議会 1029 体育参観	1020 実行委員会④ 1029 体育参観お手伝い 図書室整理	1020 実行委員会④ 1029 体育参観お手伝い	1010 給食試食会 1020 実行委員会④ 1029 体育参観お手伝い	
11	1117 本部役員会④ 1123 こどもの広場	1104 実行委員会④ 図書室整理	1102 ミーティング② 1104 実行委員会④ 1107 講習会 (アロマ香水づくり) 1127 人権研修会③	1104 実行委員会④	1102 4年交通安全教室 1110 2年まち探検
12	1215 児童プレゼント準備 1215 本部役員会⑤ 1222 クリスマスプレゼント 贈呈	PTA広報誌②発行 図書室整理			
1	0118 健全育成協議会				0125 1年昔遊び
2	0202 本部役員会⑥ 0202 次年度役員説明会 0211 ふれあいウォーク 0216 新1年入学説明会 0215 学校保健給食委員会			0211 ふれあいウォーク	
3	0307 学校協議会 0308 実行委員会⑤ 0318 卒業式 0319 健全育成協議会	図書室蔵書点検(4日間) PTA広報誌③発行			

令和5年度 P T A 会計決算報告書

堺市立久世小学校PTA

1. 収入の部

項 目	予算額(円)	決算額(円)	備 考
繰越金	1,030,773	1,030,773	令和4年度 繰越金
会費収入	2,250,000	2,166,650	50円×43333口
雑収入	0	131	誤出金等
合 計	3,280,773	3,197,554	

2. 支出の部

項 目	号	節	予算額(円)	支出額(円)	備 考
P T A 活 動 運 営 費 用	事務費	1 事務用品費	80,000	29,746	事務用品費 消耗品費
		2 役務費	50,000	66,551	事務連絡費 郵送費
		3 需用費	250,000	208,840	コピー代 インク代 紙代
		計	380,000	305,137	
事業費	4 活動費	800,000	660,782	各種活動費 PTA広報誌代	
	5 健全育成費	150,000	29,150	児童健全育成事業 講師謝礼	
	6 児童福祉費	1,300,000	943,683	体育参観参加賞 各種祝品	
	7 需用費	50,000	0		
	計	2,300,000	1,633,615		
渉外費	8 負担費	150,000	105,625	PTA協議会負担金 安全会負担金	
	9 慶弔費	100,000	10,000	供花代, 見舞金など	
	10 渉外費	150,000	141,761	式典花代 来賓・来客接待費	
	計	400,000	257,386		
予備費	11	予備費	773	2,067	教材費・実習費の端数
周年積立金	12	積立金	200,000	200,000	周年行事積立金(令和3年度分)
合 計			3,280,773	2,398,205	

3. 差し引き残高

収入総額 3,197,554 - 支出総額 2,398,205 = 次年度繰越金 799,349 円

以上の通り、報告いたします。

会計 山本 真由美
会計 高橋 嘉明

監査の結果、上記の通り相違ないことを認めます。

令和6年3月31日 会計監査 石井 奈々
会計監査 秋田 幸子

令和5年度 P T A周年行事積立金決算書

堺市立久世小学校PTA

1. 収入の部

項 目	予算額(円)	決算額(円)	備 考
令和4年度までの周年事業繰越金	2,228,842	2,228,842	
令和5年度の周年事業費積立金	200,000	200,000	
合 計	2,428,842	2,428,842	

2. 支出の部

項 目	節	予算額(円)	支出額(円)	備 考
事業費	事業費		376,948	廊下本棚・ベンチ費用
予備費	予備費	2,428,842	0	
合 計		2,428,842	376,948	

3. 差し引き残高

収入総額 2,428,842 - 支出総額 376,948 = 次年度繰越金 2,051,894 円

※残金は、次の周年行事積立費に繰り越します。

以上の通り、報告いたします。

会計 山本 真由美

会計 高橋 嘉明

監査の結果、上記の通り相違ないことを認めます。

令和6年3月31日

会計監査 石井 奈々

会計監査 秋田 幸子

令和6年度 PTA事業計画（案）

堺市立久世小学校

	役員・実行委員会・その他	図書広報委員会	研修委員会	保健環境委員会	地区委員会
4	0405 入学式 0426 PTA総会(書面開催) 0426 本部役員会①				
5	PTA学級委員総会 実行委員会①	PTA学級委員総会 実行委員会① ミーティング①	PTA学級委員総会 実行委員会① ミーティング①	PTA学級委員総会 実行委員会① ミーティング①	
6	堺市PTA協議会 健全育成協議会 本部役員会② 校区美化活動	図書室整理活動	人権研修会①	校区美化活動	
7	中区PTA協議会総会 第1回学校協議会 実行委員会②	PTA広報誌①発行 実行委員会②	実行委員会②	救急蘇生法講習会 実行委員会②	
8					
9	本部役員会③ 実行委員会③	実行委員会③ 図書室整理	実行委員会③ 人権研修会②	ミーティング② 実行委員会③ 食育講演会	
10	実行委員会④ 健全育成協議会	実行委員会④ 図書室整理	実行委員会④	給食試食会 実行委員会④	
11	体育参観 本部役員会④ こどもの広場	体育参観お手伝い 実行委員会④ 図書室整理	体育参観お手伝い ミーティング② 実行委員会④ PTA講習会 人権研修会③	体育参観お手伝い 実行委員会④	4年交通安全教室 2年まち探検
12	児童プレゼント準備 本部役員会⑤ クリスマスプレゼント贈呈	PTA広報誌②発行 図書室整理			
1	健全育成協議会				1年昔遊び
2	本部役員会⑥ 次年度役員説明会 ふれあいウォーク 新1年入学説明会 学校保健給食委員会			ふれあいウォーク	
3	学校協議会 実行委員会⑤ 卒業式 健全育成協議会	図書室蔵書点検(4日間) PTA広報誌③発行			

令和6年度 P T A 会計予算書 (案)

堺市立久世小学校PTA

1. 収入の部

項 目	本年度予算案(円)	備 考
会 費 収 入	2,150,000	50円×43,000口
繰 越 金	799,349	令和5年度 繰越金
雑 収 入	0	PTA戻入金など
合 計	2,949,349	

2. 支出の部

	号	節	予算額(円)	備 考	
P T A 活 動 運 営 費 用	事務費	1	事務用品費	50,000	事務用品費 消耗品費
		2	役務費	70,000	事務連絡費 郵送費
		3	需用費	250,000	コピー代 インク代 紙代
		小 計		370,000	
	事業費	4	活動費	800,000	各種活動費 PTA広報誌代
		5	健全育成費	100,000	児童健全育成事業 講師謝礼
		6	児童福祉費	1,000,000	体育参観参加賞 各種祝品
		7	需用費	50,000	保護者証 AED講習講師謝礼など
		小 計		1,950,000	
	渉外費	8	負担金	150,000	PTA協議会負担金 安全会負担金
		9	慶弔費	50,000	供花代, 見舞金など
		10	渉外費	200,000	式典花代 来賓・来客接待費
		小 計		400,000	
予備費	11	予備費	29,349		
周年積立金	12	積立金	200,000	周年行事積立金(令和6年度分)	
合 計			2,949,349		

令和6年度 P T A 周年行事予算書(案)

堺市立久世小学校PTA

1. 収入の部

項 目	予算額(円)	備 考
令和5年度までの周年事業繰越金	2,051,894	
令和6年度の周年事業費積立金	200,000	
合 計	2,251,894	

2. 支出の部

項 目	節	予算額(円)	備 考
事業費	事業費	0	
予備費	予備費	2,251,894	
合 計		2,251,894	

P T A 規 約 (平成二十九年 度)

堺市立久世小学校

第二章 名 称

第一条 本会は、堺市立久世小学校 P T A と称する。
第二条 本会の事務所は、堺市立久世小学校内に置く。

第三章 目 的

第三条 本会は、父母または保護者(以下保護者という)と教職員が協力して学校の発展、児童の幸福と人格の円満な成長をはかるために、教育環境をよくするとともに会員相互の研修に努めることを目的とする。

第三章 方 針

第四条 本会は、民主的な教育団体として、前条の目的を達成するため、左の方針に基づいて活動する。
1、会員相互の親睦をはかり、教養を高めるための活動を行う。
2、家庭・学校・地域社会における児童の教育的な生活環境をよりよくするために努力する。
3、学校の教育活動を推進させるために意見をのべ参考資料を提供する。但し、直接に学校の管理運営や人事に干渉しない。
4、特定の政党や宗教にかたよることなく、また専ら営利を目的とする行為は行わない。
5、自主独立の民主団体であり、他のいかなる個人または、団体からの支配や干渉を受けない。
6、児童の教育ならびに福祉のために活動する団体及び機関と協力する。
7、本会の財政を確立する。

第四章 会 員

第五条 本会員は左の通りとする。
1、本校に在学する児童の保護者。
2、本校に勤務する教職員。
第六条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。
第七条 本会の会員は会費を納めるものとする。会費は一口月額五十円とし、口数に制限はない。
第八条 会員特に役員は本会或いは役員の名において、総会又は実行委員会の議を経ず営利を目的とする一切の行為をしてはならない。

第五章 会 計

第九条 本会の経費は、会計・寄付金およびその他の収入をもつてあてる。
第十条 本会の会計は総会において議決された予算に基づいて行われる。
第十一条 この決算は会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。
第十二条 本会の会計年度は四月一日から翌年の三月三十一日までとする。

第六章 役 員

第十三条 本会に左の役員をおき、その任務は次の通りとする。
1、会 長 一名 本会を代表し、会務を総括する。総会・役員会・実行委員会等を主催する。
2、副会長 若十名 会長を補佐し、会長不在の時は代理を務め、会務をつかさどる。
3、書記 一名 本会の庶務をつかさどり、各種会合の議事を記録する。
4、会計 一名 本会の会計事務にあたる。
5、会計監査 二名 本会の会計事務の監査にあたる。
右以外に各役員を補佐する執行役員をおくことができる。
但し、書記・会計の事務は、教員が補佐する。

第十四条 役員は次の通り行う。
1、役員は選出を行うときは、選挙委員会を設置する。
2、選挙委員会は、各地区より選出された、現地区委員長を含む二名、および、本部役員で構成する。但し、校長・教頭は必要に応じて選挙委員会に参画する。
3、選挙委員会は、役員候補者を推薦し、少なくとも総会の十日前に告示するものとする。
4、選挙委員会は、推薦した候補者の承諾を得て、総会で承認を得る。
5、一般会員からも、総会の三日前までに役員候補者として選挙委員会へ届け出ることができる。このときは、総会において多数決で選出する。

第十五条 役員は、役員・校長・教頭・教員一名で行う。
第十六条 役員は、左の事項を行う。
1、総会及び実行委員会で決められたことの処理並びに執行に関すること。
2、本会の事業の立案計画に関すること。
3、総会及び実行委員会に付議する議案の作成。
4、緊急事項の処理、この場合は次の実行委員会に報告する。
5、その他必要な事項。

第十七条 役員は一年とする。但し、再任は妨げない。役員は後任が決定するまでその任に当たる。
第十七条の二
1、役員は本会員の資格を失つたとき、同時に失職する。
2、役員が自己都合で、その職を辞するときは書面で本部役員会に申し出、本部役員会の三分の二以上の同意があれば、その職を辞することができる。
3、会長は、役員に欠員が生じたときは速やかに会員に通知しなくてはならない。
第十八条 役員に欠員が生じた場合には、実行委員会の協議によって推薦し全会員に通知する。但し、その任期は前任者の残任期間とする。

第七章 総 会

第十九条 総会は、本会の最高決議機関であつて毎年年度当初に開催する。
第二十条 総会は、会員(実家庭数)の五分の一以上(委任状も含む)の出席をもつて成立し、議決は出席者の過半数による。
第二十一条 総会は、左の事項を行う。
1、事業活動報告並びに事業活動方針
2、役員を選出
3、予算及び決算の承認
4、規約の改正
5、その他重要事項

第二十二条 臨時総会は、実行委員会が必要と認めた場合、または会員総数(実家庭数)の三分の一以上から総会開催の目的である事項を示して請求のあつた場合会長はこれを招集する。

第八章 実行委員会

第二十三条 実行委員会は、役員・地区委員長・学年委員長・各種専門・特別委員長・校長・教頭・教員一名をもつて構成し、原則として毎月一回開催する。
第二十四条 実行委員会の任務は次の通りとする。
1、役員会・各種委員会によつて立案された事業計画の調整並びに審議
2、年間行事計画の立案
3、総会に提出する報告書議案の審議
4、総会より委託された事項の処理
5、役員に欠員の生じた場合の推薦
6、特別委員会の設置
7、その他 P T A 運営上必要な事項の審議
8、実行委員会の議事は出席者の過半数で決する。

第九章 委員会

第二十五条 地区委員は、各地区において民主的方法により選出し、地区委員の互選により地区委員長を総会までに決定する。
1、地区委員の人数は、原則として各地区二名とし、児童数に応じて増員する。
2、各地区の定数の増減は、それぞれの地区からの書面による申し出により実行委員会において審議し決める。
3、地区委員は会員相互の連絡、学校と保護者との連絡を保ち、地域団体との協調に努め児童の補導と福祉の増進をはかる。
4、地区委員長は、地区委員と協議し、必要に応じて地区委員会を開催し、実行委員会に意見を反映すると共に実行委員会等の決定事項を報告し、会員の啓発に努める。

第二十六条 学級委員は各学級において担任教員及び保護者により民主的に二名を選出し、学校において調整の後、会長が書面で、これを委嘱する。
委員長は、互選により学級委員長を選出し、各学級委員長は互選により当該学年委員長を選出する。

1、学級委員会は学級委員及び担任の教員をもつて構成する。
2、学級委員長は学級委員会の要望事項を学年委員長を通じ、実行委員会に反映する。
3、学年委員長は学級委員長と協議し、必要に応じて学級委員長会議を開催し、実行委員会に意見を反映すると共に実行委員会等の決定事項を報告し、会員の啓発に努める。
4、学級委員会は学級委員長又は学年委員長が召集し、担任教員と協力し、教育環境の改善並びに担任と保護者との連絡に努め、学級及び学校教育の推進に協力する。

第二十七条 役員会のもとに左の専門委員会を設ける。
一、図書広報委員会 図書広報委員会は、広報活動に当り学校・家庭・社会教育に対する会員の認識を深めるための活動を行う。また、図書活動に当り図書活動を通じて、児童及び会員相互の教養を高める。
一、研修委員会 研修委員会は会員相互の教養を高めるため必要な活動を行う。
一、保健環境委員会 保健環境委員会は、児童の健康や学校内・学区内の教育環境の向上及び会員の厚生を計る。
一、交通委員会 交通委員会は、児童の登下校時及び校区内の交通安全に必要な活動を行う。

1、右の専門委員会は、地区委員長・地区委員・学年学級委員長・学級委員をもつて構成し、互選により、二年生から五年生の委員の中から正副委員長一名を選出し会長が書面で、これを委嘱する。
2、予算及び活動計画等は、実行委員会において審議し、調整するが、自主的に運営を行う。
3、専門委員会は必要に応じて設置又は廃止することができる。

第二十八条 本会の特別の目的を達成するために、実行委員会にはかり、必要な特別委員会を設置することができる。この委員会の委員は会長書面で、委嘱する。

第十章 規約の改正

第二十九条 規約は総会において出席者の過半数の同意により改正することができる。但し、改正案は総会開会までに全員に知らせなければならない。

以 上

平成十二年四月二十七日改正(第四次)
平成二十四年四月十九日改正(第五次)
平成二十五年四月十八日改正(第六次)
平成二十六年四月二十四日改正(第七次)